

事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について



【機密性2】

作成日_作成担当課_用途_保存期間

発出元 → 発出先

- 損失補填制度は、事前放流ガイドライン（令和3年7月）に基づき事前放流を実施した後に、貯水位が従前と同等まで回復せず、渇水調整協議会等による弾力的な水融通の協議等によっても必要な水量を確保することが出来ず、利水者に特別な負担が生じた場合に、その損失を補填するものである。

【事前放流ガイドライン（令和3年7月）】

3 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

本ガイドラインに基づく事前放流を行った後、低下させた水位が回復せず、ダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合は、河川管理者は水利用の調整について関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。関係利水者は、渇水調整協議会等において弾力的な水融通の方法を協議する。また、そうした場合に備え、代替施設による補給等によりできるだけ実害が生じないよう、予め可能な範囲で対応策を検討しておくこととする。一級河川の、国土交通省が管理するダム、水資源機構が管理するダム、利水ダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別の負担が生じた場合にあっては、国が損失補填を行うものとする。一級河川の指定区間に設置された多目的ダム、二級河川のダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別の負担が生じた場合にあっては、河川を管理する都道府県が損失補填について検討するものとする。なお、都道府県が行う損失補填に要する経費については、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる。

【損失補填の内容】

損失補填とは、事前放流に使用した利水容量等が回復しないことに起因して、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による降雨予測と実績とに著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合、機能回復のために要した措置等について、利水事業者の申し出に基づき、河川管理者と利水事業者（利水ダムの管理者およびダムに権利を有する者。以下同じ。）が協議の上、必要な費用を河川管理者が負担するものである。

事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について



【機密性2】

作成日_作成担当課_用途_保存期間

発出元 → 発出先

① 発電

事前放流に使用した利水容量が従前と同等に回復しないことに起因して生じる電力の減少に対する火力発電所の焚き増し等の代替発電費用の増額分とする。なお、火力発電所の焚き増し等による費用とは、減少した発電量に発電事業者の火力発電所の焚き増し等の発電単価を乗じた費用とする。事前放流による増電がある場合は、これを考慮する。

② 水道

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分とする。

③ 工業用水

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び代替水源等対策費用の増額分とする。

④ かんがい

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する土地改良区等の灌水活動費用及び代替水源対策費用等の増額分とする。

【損失補填対象期間及び申し出期間】

損失補填の対象期間は、事前放流に使用した利水容量等が従前に回復しなかった時点から、その後回復した時点までの期間とする。なお、水位が回復しなかったこと及び回復したことについては、多目的ダムのダム管理者から利水事業者のうち当該ダムに権利を有する者又は利水ダム管理者から利水事業者のうち当該ダムに権利を有する者及び河川管理者に通知するものとする。申し出は、利水事業者が河川管理者に行うものとし、申し出期間は、ダム管理者から通知を受けた日から6ヶ月以内を原則とする。

※具体的な手続きや算定方法については、別途、手続きとして整理する予定。